

第 60 号議案

令和元年度滋賀県一般会計補正予算（第 8 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見に係る臨時代理の承認について

次のとおり臨時に代理した令和元年度滋賀県一般会計補正予算（第 8 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見については、これを承認する。

令和 2 年 3 月 17 日

滋賀県教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、令和元年度滋賀県一般会計補正予算（第 8 号）のうち教育委員会所管の予算案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出することについて、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和 63 年滋賀県教育委員会規則第 4 号）第 4 条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和 2 年 3 月 6 日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

令和元年度滋賀県一般会計補正予算（第 8 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見に係る臨時代理の承認について

格別の意見はない。

| 事業名 | 補正予算額 (補正前の額) | 説 | 明 |
|--|---|---|----------------------------------|
| <p>【教育総務課】</p> <p>高等学校建設費</p> | <p>△ 331,378 (1,832,180)</p> <p>起 △ 317,300</p> <p>⊖ △ 14,078</p> | <p>1 長寿命化等推進事業 1,121,525 → 815,571 入札残に伴う減額等</p> <p>2 県立学校トイレ整備事業 253,278 → 234,860 入札残に伴う減額等</p> | <p>△ 305,954</p> <p>△ 18,418</p> |
| <p>【高校教育課】</p> <p>高等学校奨学資金 貸付事業費</p> | <p>△ 98,419 (485,125)</p> <p>国 △ 16,728</p> <p>諸 △ 47,872</p> <p>⊖ △ 33,819</p> | <p>1 奨学資金貸付金 165,946 → 117,860 貸与者数の減に伴う減額(491人 → 363人)</p> <p>2 奨学のための給付金 319,179 → 268,846 支給者数の減に伴う減額(3,402人 → 2,892人)</p> | <p>△ 48,086</p> <p>△ 50,333</p> |

| 事業名 | 補正予算額 (補正前の額) | 説 | 明 |
|-------------------------------------|--|---|------------------|
| <p>【特別支援教育課】</p> <p>特別支援学校教育振興費</p> | <p>△ 52,574 (730,324)</p> <p>国 △ 15,158</p> <p>財 1,581</p> <p>繰 △ 155</p> <p>諸 △ 104</p> <p>⊖ △ 38,738</p> | <p>1 スクールバス運行費</p> <p>479,217 → 457,597</p> <p>入札残に伴う減額等</p> | <p>△ 21,620</p> |
| <p>【文化財保護課】</p> <p>遺跡保存整備事業費</p> | <p>△133,474 (531,143)</p> <p>国 △ 17,704</p> <p>諸 △111,021</p> <p>起 △ 4,500</p> <p>⊖ △ 249</p> | <p>1 公共事業関連緊急発掘調査</p> <p>411,402 → 300,381</p> <p>国土交通省等事業に係る受託調査量の減に伴う減額</p> | <p>△ 111,021</p> |